

別添4

チェックリスト(コンビナート等保安規則関係(スタンド関係を除く))

< KHKS 0850-3(2005) >

検査項目	検査方法	判定基準	判定
1 警戒標等			
1.1 境界線・警戒標 (第5条第1項第1号・65号1)	目視検査	外観に腐食、損傷、変形、汚れその他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。	合 否
1.2 可燃性ガスの貯槽であることが容易にわかる措置 (第5条第1項第29号)	目視検査	貯槽本体への塗色、ガス名朱書又は標紙等貼付による場合： 当該措置が明確・明瞭であることを1年に1回目視により確認する。 標識の掲示による場合： 外観に腐食、損傷、変形、汚れその他異常のないことを1年に1回目視により確認する。	合 否
1.3 バルブ等の操作に係る適切な措置 (第5条第1項第45号)	目視及び作動検査	〔目視検査〕 標示板等： 外観に腐食、損傷、変形、汚れその他異常のないことを1年に1回目視により確認する。 名称又は塗色等の表示及び流れ方向の表示： 当該措置が明確・明瞭であることを1年に1回目視により確認する。 施錠、封印等： 外観に腐食、損傷、変形、その他異常のないことを1年に1回目視により確認する。 操作用足場及び照明等： 外観に腐食、損傷、変形、汚れその他異常のないことを1年に1回目視により確認する。 〔作動検査〕 照明等の点灯状況について、1年に1回作動(点灯)させて確認する。	合 否
1.4 毒性ガスの識別措置・危険標識 (第5条第1項第52号)	目視検査	外観に腐食、損傷、変形、汚れその他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。	合 否
2 保安距離・施設レイアウト等			
2.1 保安距離 (第5条第1項第2号～8号・65号八・二・ホ)	距離測定(前回保安検査以降変更ない場合は記録確認) 目視検査(保安距離緩和等の為の障壁措置の場合)	〔距離測定〕 1年に1回実測又は図面上で確認。(目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による確認。) 〔目視検査(障壁措置の場合)〕 外観に破損、変形その他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。	合 否

2.2 設備間距離 (第5条第1項第11号 ~13号)	距離測定(前回保安検査以降変更ない場合は記録確認)	〔距離測定〕 1年に1回実測により確認。(目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による確認。)	合 否
2.3 火気取扱施までの距離 (第5条第1項第14号)	距離測定(製造設備及び火気取扱施設の設置状況に変更がない場合、記録確認) 目視検査(防火壁・二重扉、シリンダ・キャビネット等の流動防止措置及び連動措置の場合) 作動検査(シリンダ・キャビネットの流動防止措置及び連動装置の場合) 上記目視検査も行う。	〔距離測定〕 1年に1回実測により確認。(目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による。) 〔目視検査(流動防止措置の場合)〕 外観に腐食、損傷、変形その他異常のないことを1年に1回目視により確認する。 〔作動検査(シリンダ・キャビネットの場合)〕 緊急遮断装置、ガス漏洩検知警報設備等の機能について、1年に1回作動することを確認する。 〔作動検査(連動装置の場合)〕 1年に1回試験用標準ガスの使用により作動することを確認する。	合 否
2.4 保安区画 2.4.1 区分・面積 (第5条第1項第9号)	目視及び図面確認(前回保安検査以降変更ない場合は記録確認)	〔目視検査及び図面確認〕 保安区画の区分の状況及び面積について、1年に1回目視及び図面により確認する。	合 否
2.4.2 高圧ガス設備の位置・燃焼熱量数値 (第5条第1項第10号)	距離測定及び記録確認(前回保安検査以降変更ない場合は記録確認)	〔距離測定〕 1年に1回実測により確認。(目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による。) 〔記録確認〕 保安区画内の高圧ガス設備の燃焼熱量の合計数値が規定値以下であることを、1年に1回記録により確認する。	合 否
2.5 防液提内外の設備設置規制 (第5条第1項第36号)	目視及び測定(設置状況に変更がない場合、記録確認)	〔目視検査〕 防液提内外に設置されている設備・施設の種類について、1年に1回目視により確認する。 〔距離測定〕 防液提外に設置されている設備までの距離を1年に1回実測により確認。(目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による確認。)	合 否

<p>2.6 埋設貯槽 (第5条第1項第38号・39号)</p>	<p>距離測定(設置状況に変更がない場合、記録確認)</p> <p>記録確認</p> <p>目視検査</p> <p>測定又は作動検査</p>	<p>〔距離測定〕 貯槽埋設深さ及び隣接貯槽との相互間距離の確保状況について、1年に1回実測により確認。(目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による。)</p> <p>〔記録確認〕 貯槽室の強度及び防水措置並びに漏えいしたガスの滞留防止措置の状況について、1年に1回記録により確認する。</p> <p>〔目視検査〕 砂詰め方式： 砂の乾燥状況及び底部収集柵の浸透水の状況を、1年に1回目視により確認。 強制換気方式の場合： ピット内の乾燥状況、貯槽外面の状況、外部マンホールの状況及び外部給排気ダクトの状況を、1年に1回目視により確認。 砂詰め方式： 貯槽本体を電気防食しているものは、1年に1回電位測定を行う。 強制換気方式の場合： 1年に1回ガス漏えい検知警報設備作動検査を行い、換気設備が連動して作動すること及び作動状況を確認する。</p>	<p>合 否</p>
<p>2.7 滞留しない構造 (第5条第1項第51号・65号ト)</p>	<p>目視及び作動検査(可燃性ガス製造設備を設置する室、可燃性ガス容器置場の場合)</p>	<p>〔目視検査(開口部、換気装置等の場合)〕 外観に破損、変形、その他異常のないことを1年に1回目視により確認する。 〔目視検査(シリンダ-キャビネットの場合)〕 腐食、損傷、変形その他異常のないことを1年に1回目視により確認する。</p> <p>〔作動検査(換気装置設置の場合)〕 1年に1回作動させ、確実に作動することを確認する。 〔作動検査(シリンダ-キャビネットの場合)〕 緊急遮断装置、ガス漏洩検知警報設備等の機能について、1年に1回作動することを確認する。</p>	<p>合 否</p>
<p>2.8 計器室 (第5条第1項第61号)</p>	<p>距離測定(前回保安検査以降変更ない場合は記録確認)</p> <p>目視検査(計器室出入口、窓ガラス等の破損、変形その他異常の有無)</p>	<p>〔距離測定〕 計器室と特殊反応設備等との距離を1年に1回実測により確認。(目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による。) 可燃性ガス等の進入防止措置として計器室入口の床面位置を地上より高くした場合は、1年に1回実測により確認。(目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による。)</p> <p>〔目視検査〕 外観に腐食、損傷、変形その他異常のないことを1年に1回目視により確認する。</p>	<p>合 否</p>

<p>2.9 直射日光を遮る措置 (第5条第1項第65号へ)</p>	<p>目視検査及び作動試験(容器置場の場合)</p> <p>目視検査及び作動試験(容器置場の場合)</p>	<p>〔目視検査〕 不燃性又は難燃性の軽量の屋根の場合 外観について、損傷、変形その他異常のないことを1年に1回目視より確認する。</p> <p>シリンダーキャビネット シリンダーキャビネットに腐食、損傷、変形その他異常のないことを1年に1回目視により確認する。</p> <p>〔作動検査(シリンダーキャビネットの場合)〕 緊急遮断装置、ガス漏洩検知警報設備等の機能について、1年に1回作動することを確認する。</p>	<p>合 否</p>
<p>2.10 ジシラン等の自然発火に対し安全の構造 (第5条第1項第65号チ)</p>	<p>記録確認又は図面確認(前回保安検査以降変更ない場合は記録確認) 目視及び作動試験</p>	<p>〔記録又は図面確認(容器置場を不燃性又は難燃性の材料とした場合)〕 1年に1回記録又は図面により確認する。</p> <p>〔目視検査(シリンダーキャビネットの場合)〕 腐食、損傷、変形その他異常のないことを1年に1回目視により確認する。</p> <p>〔作動検査(シリンダーキャビネットの場合)〕 緊急遮断装置、ガス漏洩検知警報設備等の機能について、1年に1回作動することを確認する。</p>	<p>合 否</p>
<p>2.11 二階建容器置場の構造 (第5条第1項第65号ヌ)</p>	<p>目視及び測定(前回保安検査以降構造に変更がない場合、記録確認により測定に代える。)</p>	<p>〔目視検査〕 開口部、壁等について、破損、変形その他異常のないことを1年に1回目視により検査する。</p> <p>〔測定〕 容器置場一階の天井高さ(酸素の場合を除く)について、1年に1回実測により確認する。(目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による確認。)</p>	<p>合 否</p>
<p>3 高圧ガス設備の基礎・耐震設計構造等</p>			
<p>3.1 基礎 (第5条第1項第23号)</p>	<p>記録確認及び目視検査(記録確認について、前回保安検査以降変更がない場合、その確認をもって記録確認とすることができる。)</p>	<p>〔記録確認〕 地盤の許容支持力等と地盤上の重量物の荷重との関係について、1年に1回記録により確認する。</p> <p>〔目視検査〕 基礎立ち上り部及び貯槽の支柱(底部)と基礎の緊結状況について、腐食、損傷、変形その他異常のないことを1年に1回目視により検査する。</p>	<p>合 否</p>

3.2 耐震設計構造 (第5条第1項第24号)	記録確認及び目視検査(記録確認について、前回保安検査以降変更がない場合、その確認をもって記録確認とすることができる。)	〔記録確認〕 耐震設計構造に係る計算結果等について、1年に1回記録により確認する。 〔目視検査〕 基礎立ち上り部、ベースプレート、スカート、サドル、支柱及び本体接合部、アンカーボルト等について、腐食、損傷、変形その他異常のないことを1年に1回目視により確認する。	合 否
3.3 貯槽の沈下状況測定 (第5条第1項第64号)	測定	〔測定〕 不同沈下のないことを1年に1回レベル用測定器により確認する。ただし、次の条件を満足する場合、3年に1回。 設置後5年以上経過したもの。 過去3年間の測定結果が $h / L < 0.005$ であること。 h = 二点間のレベル差、 L = 二点間の水平距離 測定を行わない期間は、不同沈下のないことを1年に1回目視確認。	合 否
4 ガス設備(導管を除く)			
4.1 ガス設備(高压ガス設備を除く)の気密構造 (第5条第1項第15号)	漏洩確認 (可燃性ガス、毒性ガス及び酸素(高压ガス設備及び空気取入口を除く))	〔漏えい確認〕 1年に1回運転状態、運転を停止した状態又は開放組立後の内圧(運転状態の圧力以上の圧力)のある状態において、漏えい等のないことを発泡液の塗布、ガス漏えい検知器等を用いた測定又は放置法漏れ試験で確認する。	合 否
4.2 ガス設備に使用する材料 (第5条第1項第16号)	記録又は図面確認	〔記録又は図面確認〕 1年に1回記録又は図面確認。(前回保安検査以降材料に変更がない場合、その確認をもって記録確認とすることができる。)	合 否
4.3 高压ガス設備の耐压性能及び強度 (第5条第1項第17号、第19号) 保安検査では原則耐压試験を実施しない。ただし、フレキシブルホース等耐压性能を確認する非破壊検査の方法がないものは、耐压試験により確認する。	目視検査及び非破壊検査(肉厚測定含む) 二重殻構造貯槽、コールドエバポレータ(加圧蒸発器、送ガス蒸発器含む)、メンブレン貯槽、液化石油ガス岩盤貯槽、エチレンプラントの低温・超低温アルミ熱交換器、空気液化分離設備のコールドボックス内機器	〔目視検査〕 (1) 内部の目視検査(配管系、一部特定設備及びそれに準じるものは外部からUT、RT等適切な検査方法)は、原則、次に定める周期内に行う。 なお、弁類及び動機器は、分解点検・整備のための開放時(摺動部の消耗品についてメーカーが定める推奨交換時期又は日常点検結果等の実績等を基に定めた周期)に行う。 ただし、腐食性のない不活性ガス設備(エロージョンによる減肉が発生するおそれがあるものを除く。)については、内部の目視検査は不要。 (開放検査周期) 腐食のおそれがある場合は短縮する。 貯槽 ・オーステナイト系ステンレス鋼、アルミニウム：15年以内	合 否

	<p>若しくはコールドホッ ク内機器と同様に 外部が不活性な断 熱材で覆われ、窒 素等でシールされ ている等（例えば 真空断熱等）の高 圧ガス設備で、化 学作用によって変 化しない材料を使 用している機器を 除く。</p> <p>目視検査：直接 目視、ファイバー スコープ、工業用 カメラ、拡大鏡 等。</p> <p>開放検査：内部 の目視検査及び非 破壊検査</p> <p>外部から代替検 査できる設備は、 外部からの非破壊 検査で検査する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ニッケル鋼：10年以内毎 ・高張力鋼：完成検査後2年、その後3年以内 ・炭素鋼（低温貯槽の材料）：8年以内 ・炭素鋼（上記以外）：完成検査後2年以内、その後5年以内 ・その他材料：完成検査後2年以内、その後3年以内貯槽以外の高圧ガス設備（動機器を除く） ・材質劣化を生じるおそれのない材料：3年以内 ・その他材料：完成検査後2年以内、その後3年以内 <p>開放検査とは内部の目視検査及び非破壊検査 ただし、動機器にあつては、分解点検・整備のための開放時（摺動部の消耗品 についてメーカーが定める推奨交換時期又は日常点検結果等の実績等を基に定めた周期）を行う、</p> <p>Q) 外部の目視検査（断熱材等で被覆されているものはその外面）は、1年に1回実施する。</p> <p>〔非破壊検査〕</p> <p>(1) 肉厚則定 1年に1回測定する。次に掲げる設備は、各々の時期。過去の実績等により減肉のおそれがないと評価できる弁類（配管系から除外されるもの）及び動機器： 分解点検・整備の開放時に減肉が認められたとき。 液化石油ガス受入基地の低温の液化石油ガス設備： 液化天然ガス受入基地の高圧ガス設備： 腐食性のない不活性ガス設備： 外部の目視検査で減肉が認められたとき。 砂詰め方式の地下埋設貯槽： 開放検査時及び砂の乾燥状況又は浸透水の状況確認において異常が確認されたとき。</p> <p>(2) 肉厚測定以外の非破壊検査 内部において、開放検査周期内に行う。 ただし、減肉が発生するおそれがない(1) の設備、劣化損傷が発生するおそれがない設備は不要。 また、余寿命管理が的確に行われている 設備は、外部の目視検査を除き、上記周期にかかわらず、その結果に応じた期間内、検査方法で検査できる。</p>	
<p>4.4 高圧ガス設備 の気密性能 (第5条第1項第18 号)</p>	<p>気密試験</p> <p>二重殻構造の貯 槽、メンブレン式 貯槽、コールドエ バポレータ（加圧 蒸発器及び送ガス 蒸発器含む）を除 く。</p>	<p>〔気密試験〕 1年に1回漏えい等の異常がないことを確認する。</p> <p>高圧ガス設備を開放した場合： 原則として、常用の圧力以上の圧力で、危険性のない気体を用いて実施する（危険がないと判断できる場合には、運転状態の高圧ガスを用いることができる。）。 ただし、運転状態の圧力で、運転状態の高圧ガスを用いることが適当な場合は、それにより実施できる（窒素等で脆性破壊の危険性がある場合、軸封漏れが起こる</p>	<p>合 否</p>

	発砲液の塗布、ガス漏れ検知器等を用いた測定、放置法漏れ試験	ポンプ等)。この場合、夏季等運転圧力が高くなる時点で再度漏洩の有無を確認すること。 気密試験要領、ボルト締付管理、施工管理基準類が整備されていること。 高圧ガス設備を開放しない場合： 運転状態の圧力、運転状態の高圧ガス又は危険性のない気体を用いて実施する。	
5 計装・電気設備			
5.1 計装設備 5.1.1 温度計 (第5条第1項第20号)	目視及び精度検査 (運転を停止することなく検査を行うことができる施設 1及び設備を開放しなければ温度計の取外しが困難な構造の場合 2においては、一定の要件を満足する場合に限り代替比較検査ができる。) 1 認定保安検査実施者。設備の運転を停止することができなく、腐食性がなく、不純物や水分混入等による腐食・劣化損傷が生じないよう管理されているもの。 2空気液化分離設備等のコールドボックス内に検出部が設置された温度計	〔目視検査〕 温度計に破損、変形その他の異常がないことを、2年に1回目視により確認する。 〔精度検査〕 温度計精度確認用器具を用いて精度を測定し、温度計の誤差が許容差以内であることを2年に1回確認する。 〔代替比較検査〕 下記の全ての要件を満足する場合にあっては、当該温度計と指示変化が同一な範囲に設置された温度計(比較温度計)との指示差を半年に1回以上確認することで、精度検査に代えることができる。 当該温度計の残寿命が次回停止検査までの期間以上であること。 当該温度計と比較温度計との間で応答に遅れが生じないこと。 比較温度計との比較を2年以上の期間において半年に1回以上行い、当該温度計と比較温度計との指示差が許容差以内であること。ただし、当該温度計と比較温度計の種類が異なる場合は大きい方の許容差を採用する。	合 否
5.1.2 圧力計 (第5条第1項第21号)	目視及び精度検査 (運転を停止することなく検査を行うことができる施設 においては、一定の要件を満足する場合に限り代替比較検査ができる。)	〔目視検査〕 圧力計に破損、変形その他の異常がないことを、2年に1回目視により確認する。 〔精度検査〕 圧力計精度確認用器具を用いて精度を測定し、圧力計の誤差が許容差以内であることを2年に1回確認する。 〔代替比較検査〕 下記の全ての要件を満足する場合にあっては、当該圧力計と指示変化が同一な範囲に設置された圧力計(比較圧力	合 否

	<p>認定保安検査実施者。設備の運転を停止することができなく、腐食性がなく、不純物や水分混入等による腐食・劣化損傷が生じないよう管理されているもの。</p>	<p>計)との指示差を半年に1回以上確認することで、精度検査に代えることができる。 当該圧力計の残寿命が次回停止検査までの期間以上であること。 当該圧力計と比較圧力計との間で応答に遅れが生じないこと。 比較圧力計との比較を2年以上の期間において半年に1回以上行い、当該圧力計と比較圧力計との指示差が許容差以内であること。ただし、当該圧力計と比較圧力計の種類が異なる場合は大きい方の許容差を採用する。</p>	
<p>5.1.3 液面計等 (第5条第1項第33号)</p>	<p>目視検査、作動検査(止め弁のみ)</p>	<p>〔目視検査〕 外観に破損、変形その他異常のないことを1年に1回目視により確認する。 〔止め弁の作動試験〕 貯槽と液面形とを接続する配管に設けた手動式及び自動式の止め弁が正常に作動することを、1年に1回確認する。 ただし、自動式の止め弁の作動検査を行うことが不適当な場合は、手動式の止め弁が確実に作動することを確認する。 貯液が可燃性・毒性ガス等で、作動検査を実施することで保安上の問題を生じる場合。</p>	<p>合 否</p>
<p>5.2 電気設備 5.2.1 電気設備の 防爆構造 (第5条第1項第48号)</p>	<p>目視検査 (可燃性ガスの 高圧ガス設備に設け られた電気設備)</p>	<p>〔目視検査〕 外観に破損、腐食、変形その他異常のないことを1年に1回目視により確認する。</p>	<p>合 否</p>
<p>5.2.2 保安電力等 (第5条第1項第50号)</p>	<p>目視検査及び作動検査</p>	<p>〔目視検査〕 保安電力等設備の状態及び周囲の状態を1年に1回目視により確認する。 〔作動検査〕 1年に1回模擬の停電状態にして作動させ、確実に保安電力が供給できることを確認する。また、買電2系統受電や買電と自家発電との組合せ受電設備にあつては、保安電力が給電されていることを電圧確認で行う。</p>	<p>合 否</p>
<p>5.2.3 静電気除去 措置 (第5条第1項第47号)</p>	<p>目視及び接地抵抗 値測定 (可燃性ガスの製 造設備)</p>	<p>〔目視検査〕 外観に腐食、破損、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。 〔接地抵抗値測定〕 1年に1回接地抵抗値測定器具を用いた測定により確認する。</p>	<p>合 否</p>

6 保安・防災設備			
6.1 常温の温度の範囲に戻す措置 (第5条第1項第20号)	目視及び作動検査	〔目視検査〕 外観に腐食、損傷、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。 〔作動検査〕 1年に1回作動検査により確認する。 ただし、運転を停止することなく検査を行うことができる施設の運転状態で行う検査においては、運転状態での調節機能が正常であることを確認する。	合 否
6.2 安全装置 (第5条第1項第21号)	目視及び作動検査	〔目視検査〕 外観に腐食、損傷、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する(下記のものを除く)。 〔作動検査〕 バネ式安全弁等を設置した状態又は取り外した状態で、作動検査用器具若しくは設備を用いた作動検査を1年に1回行う(下記のものを除く)。 ・日本工業規格 B 8210 (1994) 蒸気用及びガス用ばね安全弁(揚程式でリフトが弁座口径の15分の1未満、呼び径が25未満のソフトシート形のもの): 2年 ・日本工業規格 B 8210 (1994) 全量式の蒸気用及びガス用ばね安全弁(呼び径が25未満のソフトシート形以外のもの)で認定保安検査実施者に係る特定施設のもの): 4年	合 否
6.3 安全弁等の放出管 (第5条第1項第22号)	目視及び測定	〔目視検査〕 外観に腐食、損傷、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。ただし、前回保安検査以降放出管に変更のないことを記録で確認した場合は、測定に代えることができる。 〔測定〕 放出管の開口部の位置を、1年に1回実測により確認する。(規定の高さを満たしていることを容易に判定できる場合は、目視又は図面による確認とする。)	合 否
6.4 内部反応監視装置 (第5条第1項第25号)	目視及び作動検査	〔目視検査〕 外観に腐食、損傷、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。 〔作動検査〕 警報機能及び異常事態を最も早期に検知することができる内部反応装置の自動記録装置について、1年に1回作動させて確認する。	合 否
6.5 危険状態防止装置 (第5条第1項第26号)	目視及び作動検査	〔目視検査〕 外観に腐食、損傷、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。 〔作動検査〕 作動全域にわたり1年に1回作動させて確認する。 ただし、運転状態で行う検査は、該当する遮断弁等の弁軸の固着発生のないこと(部分ストロークの作動確認)又は目標	合 否

		値まで操作端を作動させ目標値と計測値が一致するよう自動制御が正常機能するか確認する。	
6.6 緊急遮断装置 (特殊反応設備等) (第5条第1項第27号)	目視、作動検査及び弁座の漏れ検査	〔目視検査〕 緊急遮断に支障の無い状態であることを1年に1回目視により確認する。 〔作動検査〕 計器室からの遠隔操作又は自動操作で作動全域が正常に作動することを1年に1回確認する。ただし、運転を停止することなく検査を行うことができる施設の運転状態で行う検査においては、部分作動検査(該当する遮断弁等の弁軸の固着発生の無いこと(部分ストロークの作動確認))にて代替することができる。また、遮断弁が装置の自動調整弁の場合、運転状態で調節動作が正常であることを確認する。 〔弁座漏れ検査〕 保安上支障のない漏れ量以下であることを1年に1回確認。ただし、運転状態で行うことができる施設の弁座漏れ検査は、運転を停止して行う保安検査時に実施する。	合 否
6.7 緊急移送設備 (第5条第1項第28号)	目視及び図面確認	〔目視検査〕 外観に腐食、損傷、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。 〔図面確認〕 緊急移送設備の処理能力及び処理方法について、1年に1回図面により確認する。	合 否
6.8 貯槽の温度上昇防止措置、貯槽の耐熱・冷却装置 (第5条第1項第31号・32号)	目視及び作動検査	〔目視検査〕 外観に腐食、損傷、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。 〔作動検査〕 1年に1回作動検査により確認する。ただし、被対象設備へ悪影響を及ぼす場合、次の全てを実施することにより空気等安全な気体を用いた通気テストによることができる。 事業所内の用役供給量の確認により、所定量が確保されていること。 対象設備直近の一次弁まで通水作動させ、適正な圧が確保されていること。 試験流体本管内の流体のブローを行い、錆等の詰まりがないこと。 出口ノズル及び給水配管に異常がないこと。	
6.9 負圧防止措置 (第5条第1項34号)	目視及び作動検査	〔目視検査〕 外観に腐食、損傷、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。 〔作動検査〕 1年に1回作動検査により確認する。ただし、運転を停止することなく検査を行うことができる施設については、模擬信号により検査する。	合 否

		重錘式真空安全弁は、弁体の質量確認及び摺動部、シート面等の各部に異常がないことの確認によることができる。	
6.10 液化ガスの流動防止措置 (第5条第1項35号)	目視及び測定 (測定について、前回保安検査以降変更がない場合、その確認をもって測定に代えることができる。)	〔目視検査〕 外観に亀裂、くずれ、損傷、その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。 〔測定〕 1年に1回実測により確認する。	合 否
6.11 不活性ガス置換構造 (第5条第1項40号)	目視及び図面確認 (図面確認について、前回保安検査以降変更がない場合、その確認をもって図面確認に代えることができる。) アルシン等の製造設備	〔目視検査〕 置換する装置又は内部を真空にする装置の外観に腐食、損傷、変形、その他異常がないこと、不活性ガス供給配管が他の流体の配管内に不活性ガスを供給する配管と別系統であること及び当該配管の外観に腐食、損傷、変形、その他異常のないことを1年に1回目視により確認する。 〔図面確認〕 1年に1回図面により確認する。	合 否
6.12 毒性ガス配管等の接合 (第5条第1項41号)	記録確認又は図面確認(図面確認について、前回保安検査以降変更がない場合、その確認をもって図面確認に代えることができる。)	〔記録確認〕又は〔図面確認〕 1年に1回記録確認又は図面確認による。	合 否
6.13 毒性ガス配管等の二重管等 (第5条第1項42号)	目視及び作動検査	〔目視検査〕 毒性ガスのガス設備の二重管の措置、当該ガスの漏洩検知の措置、さや管その他の防護構造物に係る検査は、外観に腐食、損傷、変形、その他異常のないことを1年に1回目視により確認する。 〔作動試験〕 二重管に講じた漏えいを検知するための措置の機能に異常のないことを1年に1回ガス漏えい検知警報設備又は圧力を検知し警報する機器を作動させ確認する。ただし、運転を停止することなく検査を行うことができる施設の運転状態で行う検査においては、模擬信号により検査する。	合 否

<p>6.14 貯槽の配管に設けたバルブ (第5条第1項第43号)</p>	<p>目視及び作動検査</p>	<p>〔目視検査〕 外観に亀裂、くずれ、損傷、その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。 〔作動検査〕 1年に1回良好に作動することを検査する。 必ずしも弁を全域作動させることを要しない。</p>	<p>合 否</p>
<p>6.15 緊急遮断装置(貯槽配管) (第5条第1項第44号)</p>	<p>目視、作動検査及び弁座の漏れ検査</p>	<p>〔目視検査〕 緊急遮断に支障の無い状態であることを1年に1回目視により確認する。 〔作動検査〕 遠隔操作にて正常に作動することを1年に1回確認する。ただし、運転を停止することなく検査を行うことができる施設の運転状態で行う検査及び開放検査の周期が5年を超える貯槽又は開放検査を実施する必要がない貯槽の弁座漏れ検査を行わない年の検査においては、部分作動検査にて代替することができる。 〔弁座漏れ検査〕 保安上支障のない漏れ量以下であることを貯槽開放時に確認。ただし、開放検査の周期が3年超の貯槽又は開放検査不要の貯槽の場合は5年以内に確認する。</p>	<p>合 否</p>
<p>6.16 除害のための措置 (第5条第1項第46号・65号リ)</p>	<p>目視及び作動検査 アルシン等、亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン、硫化水素等の製造設備</p>	<p>〔目視検査〕 除害措置の状況を1年に1回目視により確認する。 〔作動試験〕 1年に1回作動試験により確認する。ただし、当該措置が作動することで設備に悪影響を与える等、保安上支障のある場合は、模擬信号等の代替検査とすることができる。</p>	<p>合 否</p>
<p>6.17 インターロック機能 (第5条第1項第49号)</p>		<p>〔目視検査〕 外観に破損その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。 〔作動検査〕 1年に1回作動検査により確認する。ただし、運転を停止することなく検査を行うことができる施設については、模擬信号により検査する。</p>	<p>合 否</p>
<p>6.18 ガス漏えい検知警報設備 (第5条第1項第53号)</p>	<p>目視及び作動検査</p>	<p>〔目視検査〕 外観に腐食、損傷、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。 〔作動検査〕 1年に1回その検知及び警報に係る作動検査を行い、正常に作動することを確認する。</p>	<p>合 否</p>

<p>6.19 防消火設備 (第5条第1項第54号・65号ル)</p>	<p>目視及び作動検査</p>	<p>〔目視検査〕 外観に腐食、破損、変形その他異常がなく、使用可能状態となっていることを1年に1回目視により確認する。 〔作動検査〕 1年に1回作動検査により確認する。ただし、被対象設備へ悪影響を及ぼす場合、次の全てを実施することにより空気等安全な気体を用いた通気テストによることができる。 事業所内の用役供給量の確認により、所定量が確保されていること。 対象設備直近の一次弁まで通水作動させ、適正な圧が確保されていること。 試験流体本管内の流体のブローを行い、錆等の詰まりがないこと。 出口ノズル及び給水配管に異常がないこと。</p>	<p>合 否</p>
<p>6.20 ベントスタック、フレアスタック (第5条第1項第55号・56号)</p>	<p>目視、図面確認及び記録確認</p>	<p>〔目視検査〕 ベントスタックの着火防止装置、ドレイン滞留防止措置等について、劣化、損傷、その他異常のないことを1年に1回目視により確認する。ただし、運転を停止することなく検査を行うことができる施設については、ドラムの液面管理等により確認する。 フレアスタックのパイロットバーナー、逆火防止措置等について、劣化、損傷、その他異常のないことを1年に1回目視により確認する。ただし、運転を停止することなく検査を行うことができる施設については、DCSによる温度監視、監視カメラ、水封式ドラムの液面管理等により確認する。 〔図面確認〕 ベントスタックの高さ、放出口の位置及びフレアスタックの高さについて、1年に1回図面により確認する。 〔記録確認〕 フレアスタックの燃焼能力及び材質等について、1年に1回記録により確認する。</p>	<p>合 否</p>
<p>6.21 アセチレン容器の破裂防止措置 (第5条第1項第58号)</p>	<p>目視及び作動検査</p>	<p>〔目視検査〕 外観に腐食、破損、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。 〔作動検査〕 1年に1回作動検査により確認する。ただし、被対象設備へ悪影響を及ぼす場合、次の全てを実施することにより空気等安全な気体を用いた通気テストによることができる。 事業所内の用役供給量の確認により、所定量が確保されていること。 対象設備直近の一次弁まで通水作動させ、適正な圧が確保されていること。 試験流体本管内の流体のブローを行い、錆等の詰まりがないこと。 出口ノズル及び給水配管に異常がないこと。</p>	<p>合 否</p>

<p>6.22 圧縮機とアセチレン・圧縮ガス充填場所等間の障壁 (第5条第1項第59号・60号)</p>	<p>目視検査</p>	<p>〔目視検査〕 次により外観に腐食、破損、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。 圧縮機と圧縮アセチレンガス充填場所又は当該ガスの充填容器の容器置場との間の障壁 圧縮アセチレンガスの容器充填場所と当該ガスの充填容器の容器置場との間の障壁 圧縮機と10メガパス加以上の圧縮ガスの充填場所又は当該ガスの充填容器の容器置場との間の障壁</p>	<p>合 否</p>
<p>6.23 保安用不活性ガス等 (第5条第1項第62号)</p>	<p>目視検査</p>	<p>〔目視検査〕 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の事業所について、保安用不活性ガス又はスチームの保有状況又は供給を確実に受けるための措置を1年に1回目視により確認する。</p>	<p>合 否</p>
<p>6.24 通報措置 (第5条第1項第63号)</p>	<p>目視及び使用検査</p>	<p>〔目視検査〕 外観に破損、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。 〔使用検査〕 設備が正常に使用できることを1年に1回確認する。</p>	<p>合 否</p>
<p>7 導管</p>			
<p>7.1 コンビナート製造事業所間の導管以外の導管 7.1.1 設置場所 (第9条第1号)</p>	<p>地図及び図面確認又は記録確認</p>	<p>〔地図及び図面確認又は記録確認〕 導管が設置されているルートの周囲の状況が適切であることを1年に1回地図及び図面又は記録により確認する。</p>	<p>合 否</p>
<p>7.1.2 地盤面上・下の導管の設置及びその標識 (第9条第2号・3号)</p>	<p>目視検査</p>	<p>〔目視検査(導管設置の場合)〕 地盤面上の導管の場合： 設置状況に異常のないことを1年に1回目視確認。 埋設導管の場合： 設置状況に異常のないことを1年に1回目視又は図面若しくは記録により確認。 〔目視検査(標識)〕 外観に腐食、損傷、変形、汚れその他異常のないことを1年に1回目視により確認する。</p>	<p>合 否</p>
<p>7.1.3 水中設置 (第9条第4号)</p>	<p>図面確認又は記録確認</p>	<p>〔図面確認又は記録確認〕 1年に1回目図面又は記録により確認。</p>	<p>合 否</p>

<p>7.1.4 耐圧性能及び強度 (第9条第5号・6号)</p>	<p>外部から目視検査及び非破壊検査(肉厚測定含む)</p> <p>内部から検査できる場合には、「4.3」に準じて確認する。</p> <p>目視検査：直接目視、ファイバースコープ、工業用カメラ、拡大鏡等</p>	<p>〔目視検査〕 外部の目視検査は、1年に1回行う。なお、弁類については、内部の目視検査を分解点検・整備時に行う。</p> <p>〔非破壊検査〕 (1) 肉厚測定 1年に1回実施する。ただし腐食性のない不活性ガス設備(エロージョンによる減肉が発生するおそれがあるものを除く。)については、外部の目視検査で減肉が認められたときに実施する。 なお、電気防食、塗覆等により防食管理がなされている地中埋設導管及び水中設置導管は、塗覆装の点検時に実施する測定検査に代えることが出来る。</p> <p>(2) 肉厚測定以外の非破壊検査 外部から導管の内部について、1年に1回実施する。 なお、電気防食、塗覆等により防食管理がなされている地中埋設導管及び水中設置導管は、塗覆装の点検時に実施する非破壊検査に代えることが出来る。 ただし、腐食性のない不活性ガス設備(エロージョンによる減肉が発生するおそれがあるものを除く。)及び劣化損傷が発生するおそれがない導管については、非破壊検査は不要とする。</p> <p>(3) 余寿命管理が的確に行われている導管は、(2)の期間にかかわらず、その結果に応じた期間内で検査を実施することが出来る。</p>	<p>合 否</p>
<p>7.1.5 気密性能 (第9条第5号)</p>	<p>漏えい確認</p>	<p>〔漏えい確認〕 1年に1回運転状態又は停止した状態において、運転圧力により漏えい等の異常のないことを確認する。</p>	<p>合 否</p>
<p>7.1.6 腐食防止措置及び応力吸収措置 (第9条第7号)</p>	<p>目視検査、対地電位測定</p>	<p>〔目視検査〕 腐食を防止する措置及び応力吸収措置の状況を1年に1回目視確認する。</p> <p>〔対地電位測定〕 電気防食措置を講じた導管について、対地電位を1年に1回測定する。</p>	<p>合 否</p>
<p>7.1.7 温度上昇防止措置 (第9条第8号)</p>	<p>目視検査</p>	<p>〔目視検査〕 塗装、設置状況及びクーラーの冷却水停止時の保護装置について、1年に1回目視確認する。</p>	<p>合 否</p>
<p>7.1.8 圧力上昇防止措置 (第9条第9号)</p>	<p>目視検査及び作動検査</p>	<p>〔目視検査〕 外観に腐食、損傷、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する(下記のもの除く)。</p> <p>〔作動検査〕 パネ式安全弁等を設置した状態又は取り外した状態で、作動検査用器具若しくは設備を用いた作動検査を1年に1回行う(下記のもの除く)。</p>	<p>合 否</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・日本工業規格B 8210 (1994) 蒸気用及びガス用ばね安全弁 (揚程式でリフトが弁座口径の15分の1未満、呼び径が25未満のソフトシート形のもの): 2年 ・日本工業規格B 8210 (1994) 全量式の蒸気用及びガス用ばね安全弁 (呼び径が25未満のソフトシート形以外のもの)で認定保安検査実施者に係る特定施設のもの): 4年 	
7.1.9 水分除去措置 (第9条第10号)	目視及び記録確認 (酸素又は圧縮天然ガスの導管と圧縮器間)	[目視検査] 外観に腐食、損傷、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する [記録確認] 1年に1回記録により確認する。	合 否
7.1.10 通報措置 (第9条第11号)	目視及び使用検査	[目視検査] 外観に破損、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。 [使用検査] 設備が正常に使用出来ることを1年に1回確認する。	合 否
7.2 コンビナート製造事業所間の導管 (第10条第2号)	< 省 略 >		
8 その他			
8. コンビナート製造者の連絡用直通電話 (第11条第2項)	目視及び使用検査	[目視検査] 外観に破損、変形、その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。 [使用検査] 設備が正常に使用出来ることを1年に1回確認する。	合 否